

玄哲は、本道の漢法醫師にて、中納言利常卿の時召抱えられ、大阪着米三百石、外に五十俵賜はり、寛永中利常卿小松養老の頃、小松へ召連に成りたりしかど、萬治元年利常卿薨逝に付、金澤へ召返され、寛文七年に歿す。其の子三折家を継ぎ、大阪着米四百俵賜はり、参議中將綱紀卿に奉仕し、元祿七年歿す。三折に二子あり。長男慶安家を継ぎたり。初五人扶持なりしかど、後三百石を賜ひ、享保二年に歿す。慶安に又二子あり。長男を玄哲と稱す。十人扶持賜はり、安永二年に歿す。此の子を三哲と稱す。三哲の子を玄道と稱し、後慶庵と改稱すと、加陽諸士系譜に見えたり。按ずるに、寛永四年の土帳薬師衆の中に、其の名見えず。寛永十九年の小松土帳に、五百石大石玄哲細工町とありて、利常卿小松在城中は、小松の細工町にて邸地を賜はりしと聞ゆ。又其の出生地等の事は詳かならずといへども、大阪着米を以て家祿を賜はりたれば、京都に居たる醫師にて、京都より金澤へ召寄せられしと聞ゆれど、其の由籍書を見ざる故に詳かならず。三百石に五拾俵を賜はるとの事なれば、高名なる醫師なるべく、故に其の名を町名にも呼びたるなるべし。

○針屋町

玄哲町の後、町をいふ。變異記に、寶曆二年三月十二日石坂針屋町一軒焼失とし、泰雲公年譜に、寶曆十二年八月二日夜寺町日蓮宗本長寺より出火、石坂町・はりや町・本間殿町・助九郎町焼失。とあり。文政二年二月郡地のヶ所金澤奉行支配に成りたる時、石坂村領は川より末は針屋町、川より西は石坂川岸と町の境を立てたり。其の翌年茶屋町とて妓樓を建てける時、町筋變りて今の如く成りたりといへり。針屋町といふ町名の起原は、今詳かならず。

○石坂茶屋町

今西新地と呼べり。此の地は淺野川の愛宕茶屋町と違ひ、文政以前は茶屋町の名稱もなく、助九郎町・針屋町等の町内にて、小前の者共の居住地なれば、小家のみなりしを、文政三年三月藩令に依つて、此の地と淺野川愛宕下と兩町に初て茶屋女を置き、兩町とも茶屋町と稱し、妓樓を建築するに付き、従前の町地を變革して、一番丁二番丁三番丁の三町を立て、一時繁昌せしが、其の間續に十二年なり

しといふ。天保二年八月兩所とも停止せられ、茶屋町の町名を廢し、家屋の体裁も改められしかど、文政以來の餘波にて、密に娼妓を置きたる体なりしが、慶應三年五月世態の變遷に乗じ、兩所共更に再興し、愛宕町をば東新地とし、北石坂をば西新地と名付けたり。然るに明治五年の冬政府よりの御達に依つて、娼妓・藝妓共を取調べ、娼妓ども一時解放せられ、東西新地の稱呼を廢し、東新地は愛宕何番町と改稱し、此の西新地は石坂何番町と改稱したるが、廢藩置縣戸籍編成の時、更に石坂町とせり。

○東西妓樓事略

抑金澤府下妓樓の來歴を考ふるに、三壺記に、加州金澤に數年所々に遊君有りて、色にふける者共金銀を遣ひ果し、天狗頼母子といふ事を仕出し、互に金銀をむさぼり、夫れが爲めに盜賊或は喧嘩をするもの夥し。是皆傾城有る故なりとて、町奉行へ命ぜられ、堅く禁制に成りたり。然處犀川惣樺の風呂屋に女を抱え置き、湯女と名付けて、人々是に群集するよし聞えければ、彼の風呂屋の親子等、泉野に於て張付の刑に處せられ、夫より傾城といふ事は止みたり

けりと云々。右は寛永の初頃なるよしにて、中納言利常卿の時なり。寛永五年八月廿三日金澤町中定書に、

一、於町中傾城并出合屋堅く御停止之事。

一、當町風呂屋遺女之事、妾之作法有之に付ては、宿主可爲曲言事。

右二ヶ條を載せられ、寛永十四年三月廿五日の定書にも、同様載せられたれば、寛永五年より嚴禁と成りたりしと聞ゆ。さて此の後々の定書にも、娼妓・藝妓或は出合屋等の事は、寛永の制を守りて嚴禁せられしよし記載あれど、淺野川觀音坂下・四軒町或は犀川馬場邊・笹ヶ町・寶圓寺裏門坂、其の他にも所々密賣女をば抱え置くのみならず、出合屋とて婦人を連行き止宿するなどの醜俗甚敷、夫れが爲風俗を亂し、藩政の弊害となるを以て、犀川石坂・淺野川卯辰の東西兩所へ纏め、公然と國民の遊所を建可然との詮議にて、寛永以來の嚴禁を解かれ、文政三年三月藩主十二世權中將齊廣卿より許命を下され、市中へ命令ありて、石坂及び愛宕下の兩所に建築の地所を設け、各茶屋町と名付け、初て青樓をば公然と此の兩地に建て、從來の密賣女お